

令和2年4月24日

福祉共済加入者 各位

牛久市商工会

『福祉共済』請求共済金の支払い遅延について

平素より、福祉共済にご加入頂き、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、新型コロナウイルスによる感染拡大防止策として「緊急事態宣言」の発令により、福祉共済事務窓口である全国商工会連合会の事務所が閉鎖となり全職員が本年5月6日まで在宅勤務となりました。

これにより、緊急事態宣言発令中は、請求受付事務や共済金お支払いに遅延が生じる可能性がありますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

また、全国商工会連合会職員の在宅勤務は、状況により延長されることも予想されますが予めご了承ください。

なお、福祉共済のご請求に関する時効は3年間ですが、緊急事態宣言発令中に時効を迎えた請求事案につきましては、お支払いの対象となります。

記

【福祉共済に関する影響】

- ・ご請求事項に関する確認書類等の受け取りに関する遅れの発生
- ・ご請求事項に関するお支払いの遅れの発生

担当：藤井、根本、田所

電話：029-872-2520